

亀岡市不当要求行為等対策条例（案）概要

1 目的

市に対する不当な要求行為に対し、統一的に対応するとともに、これらを未然に防止するための体制を整備し、法令を遵守した公正な職務の執行を確保すること

2 不当要求行為等と定義する主な内容

公正な職務の執行を妨げる、又は妨げるおそれがある行為

- (1) 特定の個人又は法人その他の団体に対し有利又は不利な取扱いを要求する行為
- (2) 市が行う行為の達成を妨害し、又は遅延させることを目的に行われる行為
- (3) 職員の採用その他の人事に関し、懲戒処分その他の行為を要求する行為
- (4) 職員を長時間拘束し、又は面会を要求する行為
- (5) 自らの要求を実現するため、暴力的行為その他社会的常識を逸脱した手段を用いる行為

3 各主体の責務等

市：不当要求行為等への対策が実効性のあるものとなるよう、必要な措置を講じること

職員：事務事業の内容を説明し理解を得るための努力をすること、不当要求行為等を拒否すること、警察への通報その他の必要な措置を講じること等

市民等：職員の公正な職務の執行の確保について協力すること

4 市の対応体制

市内部：不当要求行為等対策相談窓口及び不当要求行為等対策委員会の設置

附属機関：外部専門家による審議会の設置

5 不当要求行為等に対する具体的な対応

- (1) 文書での相手方への警告
- (2) 警察への通報
- (3) 仮処分の申立て
- (4) 公表（対象者の氏名、不当要求行為等の内容等）